資料（しりょう）

1　第３次障がい者計画施策別評価

第3次障がい者計画に位置付けた170施策について、担当課がその進捗状況について自己評価したものです。「評価」欄の記号は以下を表しています。

ア：進捗している。イ：どちらかと言えば進捗している。ウ：どちらともいえない

エ：どちらかといえば進捗していない。オ：進捗していない。

※　施策No.31「合理的配慮」について、ア：実施できた。　イ：検討したが実施には至らなかった。　ウ：事例はあったが、実施できなかった。　エ：事例がなかった。

※　施策No.134については、ア：実施できた。　イ：検討したが実施には至らなかった。　ウ：事例はあったが、実施できなかった。　エ：事例がなかった。

※　施策No.144「バリアフリー」について、ア：情報公開している。　イ：情報公開を検討中。　ウ：情報公開していない。　エ：バリアフリー化が不十分。

※　「担当課」につきましては、令和5年4月1日現在の行政組織名となっております。

基本方針	大項目	施策		施策名		担当課	評価
1 心かようやさしいまちづくり	1 推進基盤の整備	(1)	障がいのある方と地域住民との交流の推進	1	地域住民との交流の推進	障害福祉課	イ
		(2)	交流拠点づくり	2	交流の場としての「熊谷市障害福祉会館」機能の充実	障害福祉課	ア
		(3)	情報提供体制の確立	3	障がいのある方への効果的な情報提供	政策調査課	イ
						広報広聴課	イ
						障害福祉課	ア
						議会事務局	ア
		(4)	行政の推進体制の確立	4	庁内各課連携体制の確立	障害福祉課	イ
				5	関係機関との連携体制の確立	健康づくり課	ウ
						熊谷保健センター	イ
						母子健康センター	イ
						障害福祉課	ア
				6	広域行政の促進	障害福祉課	ア
				7	市民の個人情報保護	庶務課	ア

基本方針	大項目	施策		施策名		担当課	評価
1 心かようやさしいまちづくり	2 心のバリアフリーの推進	(1)	理解と交流の促進	8	広報活動の充実	広報広聴課	イ
				9	交流環境の充実	市民活動推進課	ウ
				10	障害者週間における啓発	障害福祉課	ア
				11	知的障がいのある方への理解の推進	障害福祉課	ウ
				12	精神障がいのある方への理解の推進	熊谷保健センター	イ
						障害福祉課	ウ
				13	日常生活時におけるヘルプマークや愛のワッペン、ヘルプカート等周知、活用促進	障害福祉課	イ
						こども課	ア
				14	心のバリアフリーの普及啓発[再掲（146）]	都市計画課	ア
						障害福祉課	イ
		(2)	福祉教育の充実	15	福祉教育の充実	福祉総務課	イ
						保育課	エ
						学校教育課	イ
						社会教育課	ウ
		(3)	手話言語条例に基づく取組	16	手話への理解及び手話の普及の促進	障害福祉課	イ
				17	手話による円滑な情報の発信及び取得	職員課	ア
						障害福祉課	イ
				18	手話による意思疎通の支援[再掲（68）]	障害福祉課	ア
		(4)	視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律に基づく取組	19	図書館サービスの充実	市立図書館	ア
				20	人材の育成	市立図書館	ア
	3 支える人づくり	(1)	人材の育成・確保	21	専門的人材の育成・確保	障害福祉課	イ
				22	職員研修の充実	職員課	ア
		(2)	市民活動の支援	23	ボランティア講座の充実	市民活動推進課	イ
						福祉総務課	ア
				24	市民活動情報の提供	市民活動推進課	イ
						福祉総務課	ア

基本方針	大項目	施策		施策名		担当課	評価
1 心かようやさしいまちづくり	4 権利擁護の取組	(1)	権利擁護事業の推進	25	権利擁護事業の普及	福祉総務課	イ
						長寿いきがい課	イ
						障害福祉課	イ
				26	成年後見制度の普及 [再掲（67）]	長寿いきがい課	イ
						障害福祉課	ウ
		(2)	障がいのある方への虐待防止	27	虐待防止センターの活用	障害福祉課	ア
		(3)	障害のある方に対しての差別の解消	28	相談及び紛争防止などの支援体制の充実	障害福祉課	イ
				29	職員対応要領に基づく差別解消の推進	職員課	ア
				30	啓発活動の推進	人権政策課	ア
						障害福祉課	イ
						社会教育課	ア
				31	市の事務事業における「合理的配慮」の励行	全課	エ
2 いきいき暮らすまちづくり	1 相談体制の整備	(1)	相談体制の整備	32	障害者相談支援センターの充実	障害福祉課	イ
				33	基幹相談支援センター（くまさぽ）の充実設置	障害福祉課	イ
				34	障害者差別解消法に関する相談窓口の設置	職員課	ア
						障害福祉課	ア
						消防総務課	ア
						教育総務課	イ
				35	熊谷市消費者安全確保推進会議による連携推進	市民活動推進課	イ
	2 福祉サービスの充実	(1)	日中活動の場の確保（訪問系サービス、日中活動系サービス）	36	居宅介護（ホームヘルプ）	障害福祉課	ア
				37	重度訪問介護	障害福祉課	ア
				38	行動援護	障害福祉課	ア
				39	同行援護	障害福祉課	ア
				40	重度障害者等包括支援	障害福祉課	ウ
				41	療養介護	障害福祉課	ア
				42	生活介護	障害福祉課	ア
				43	短期入所（ショートステイ）	障害福祉課	ア

基本方針	大項目	施策		施策名		担当課	評価
2 いきいき暮らすまちづくり	2 福祉サービスの充実	(1)	日中活動の場の確保（訪問系サービス、日中活動系サービス）	44	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	障害福祉課	ア
				45	就労移行支援 [再掲（124）]	障害福祉課	ア
				46	就労定着支援 [再掲（125）]	障害福祉課	ア
				47	就労継続支援（A型・B型） [再掲（126）]	障害福祉課	ア
				48	福祉サービス提供事業所の確保	障害福祉課	ア
				49	福祉マップ「熊谷市内障害福祉サービス提供事業所一覧」の内容充実	障害福祉課	イ
		(2)	住まいの場の確保（居住系サービス）	50	施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）	障害福祉課	ア
				51	共同生活援助（グループホーム）	障害福祉課	ア
				52	自立生活援助	障害福祉課	ウ
		(3)	補装具の援助	53	補装具の援助 [再掲（119）]	障害福祉課	ア
		(4)	各種福祉サービスの支援	54	障害児・者生活サポート事業の推進[再掲（152）]	障害福祉課	ア
				55	配食サービス事業の推進	障害福祉課	ウ
				56	生活ホーム事業の支援	障害福祉課	ウ
				57	外出支援マップの作成	都市計画課	イ
				58	あんしんコールの整備	長寿いきがい課	イ
						障害福祉課	ウ
				59	難病患者に対する施策	障害福祉課	ア
				60	自作品の出店の機会の創出	障害福祉課	ウ
				61	福祉タクシー制度・自動車燃料費給付制度による支援 [再掲（149）]	障害福祉課	ア

基本方針	大項目	施策		施策名		担当課	評価
2 いきいき暮らすまちづくり	2 福祉サービスの充実	(5)	その他支援メニューの周知	62	各種軽減制度	障害福祉課	ア
				63	年金・手当制度の周知 [再掲（121）]	障害福祉課	ア
				64	障害者のしおり「明日へのはばたき」による各種支援メニューの周知	障害福祉課	ア
	3 地域生活移行や地域生活の継続支援に対応したサービス提供体制の整備	(1)	地域生活支援の充実 （地域生活支援事業）	65	地域生活支援拠点の整備	障害福祉課	イ
				66	相談支援事業	障害福祉課	ア
				67	成年後見制度の普及 [再掲（26）]	長寿いきがい課	イ
						障害福祉課	ウ
				68	コミュニケーション支援事業 [再掲（18）]	障害福祉課	ア
				69	日常生活用具給付等事業 [再掲（119）]	障害福祉課	ア
				70	移動支援事業 [再掲（150）]	障害福祉課	イ
				71	地域活動支援センター事業	障害福祉課	イ
				72	訪問入浴サービス事業	障害福祉課	ア
				73	知的障がい者職親委託制度	障害福祉課	ウ
				74	日中一時支援事業	障害福祉課	ウ
				75	芸術・文化講座開催等事業 （障がい者作品展） [再掲（138）]	障害福祉課	イ
				76	点字・声の広報等発行事業	広報広聴課	ウ
				77	奉仕員養成研修事業	障害福祉課	ア
				78	自動車運転免許取得・改造費補助事業	障害福祉課	ウ
				79	生活訓練等事業	障害福祉課	イ

基本方針	大項目	施策		施策名		担当課	評価
2 いきいき暮らすまちづくり	3 地域生活移行や地域生活の継続支援に対応したサービス提供体制の整備	(2)	医療環境の充実	80	地域ケア体制の整備	障害福祉課	ウ
				81	医療体制の充実	健康づくり課	ウ
						障害福祉課	ウ
				82	在宅医療体制の充実	健康づくり課	ウ
						長寿いきがい課	イ
				83	がんや生活習慣病の早期発見・早期治療	熊谷保健センター	ウ
						母子健康センター	ウ
				84	精神疾患の早期発見予防	熊谷保健センター	イ
				85	自立支援医療の促進	障害福祉課	ア
				86	重度心身障害者医療費助成制度の推進	障害福祉課	ア
		(3)	機能訓練対策の推進	87	地域移行・定着の推進	熊谷保健センター	イ
						障害福祉課	イ
	4 住宅環境の整備	(1)	住宅環境の整備促進	88	重度障害者居宅改善整備費補助事業の推進	障害福祉課	イ
				89	高齢者及び障害者住宅整備資金貸付事業の推進	長寿いきがい課	エ
						障害福祉課	エ
				90	障がいのある方に配慮した市営住宅の整備	営繕課	イ
3 すこやかに育むまちづくり	1 地域支援体制の構築	(1)	地域支援体制の構築	91	児童発達支援	障害福祉課	ア
				92	医療型児童発達支援	障害福祉課	ウ
				93	居宅訪問型児童発達支援	障害福祉課	ウ
				94	放課後等デイサービス	障害福祉課	ア
						学校教育課	イ
	2	(1)	健康診査の充実	95	疾病や発育発達上の遅れがある乳幼児の早期発見・早期治療・早期療育	母子健康センター	ウ

基本方針	大項目	施策		施策名		担当課	評価
3 すこやかに育むまちづくり	2 保育、保健医療、教育、就労支援など関係機関と連携した支援	(2)	地域療育体制の整備	96	乳幼児の療育相談体制の充実	母子健康センター	ウ
				97	障がいのある子どもの療育相談の充実	保育課	イ
				98	機能訓練・保育の充実	保育課	ア
				99	「あかしあ育成園」の施設整備の充実	保育課	イ
				100	障がいのある子供の保育の充実	保育課	イ
				101	保育所等訪問支援サービスの提供体制の確保	障害福祉課	ウ
						保育課	イ
						学校教育課	イ
				102	発達障がい児等に関する支援	障害福祉課	イ
				103	重症心身障がい児や医療的ケア児への支援体制の確保 [再掲（115）]	障害福祉課	イ
				104	児童発達支援センターによる相談支援 [再掲（117）]	障害福祉課	ア
		(3)	就学前教育の充実	105	幼稚園における障がいのある幼児の受け入れの促進	学校教育課	イ
		(4)	学校教育の充実	106	就学・教育相談の充実	学校教育課	イ
				107	特別支援教育の充実	学校教育課	イ
				108	交流及び共同学習の推進	学校教育課	イ
				109	インクルーシブ教育の推進	学校教育課	イ
				110	通級による指導の充実	学校教育課	イ
				111	学童保育の充実	保育課	ア
				112	学校施設のバリアフリー化の推進	教育総務課	ア
				113	巡回支援専門員による支援	学校教育課	イ
	3 地域社会への参加の促進	(1)	(2) 地域社会への参加の促進	114	保育所等訪問支援	障害福祉課	ウ

基本方針	大項目	施策		施策名		担当課	評価
3 すこやかに育むまちづくり	4 特別な支援が必要な障がい児等に対する支援体制の整備	(1)	(2) 特別な支援が必要な障がい児等に対する支援体制の整備	115	重症心身障がい児や医療的ケア児等への支援体制の確保[再掲（103）]	障害福祉課	イ
				116	重症心身障がい児や医療的ケア児を介護する家族のためのレスパイトケア	障害福祉課	イ
	5 障がい児相談支援の提供体制の確保	(1)	(2) 障がい児相談支援の提供体制の確保	117	熊谷市児童発達支援センターや障害児相談支援事業所による相談支援	障害福祉課	ア
				118	障害児通所支援事業所による育児相談支援	障害福祉課	ア
	6 経済的支援	(1)	経済的支援	119	補装具費支給事業・日常生活用具給付等事業[再掲（53・69）]	障害福祉課	ア
				120	補聴器購入助成	障害福祉課	イ
				121	年金・手当制度の周知[再掲（63）]	障害福祉課	ア
4 生きがいのあるまちづくり	1 就労の場の確保	(1)	一般就労の支援	122	雇用の場の拡大	企業活動支援課	ア
				123	就労支援施策の推進	障害福祉課	ア
				124	就労移行支援[再掲（45）]	障害福祉課	ア
				125	就労定着支援[再掲（46）]	障害福祉課	ア
				126	就労継続支援（A型・B型）[再掲（47）]	障害福祉課	ア
		(2)	障がい者雇用の促進	127	職員採用の推進	職員課	ア
				128	市内企業への雇用促進及び啓発	企業活動支援課	ア
				129	障害者就労支援事業所からの物品調達の促進	障害福祉課	イ
				130	労働環境の整備促進	企業活動支援課	イ
						障害福祉課	ウ
	2 社会参加の促進	(1)	社会参加への支援	131	社会参加への支援	障害福祉課	イ
				132	交流ふれあい活動の推進	障害福祉課	ウ
				133	障がいのある方に配慮した選挙の実施	選挙管理委員会	イ

基本方針	大項目	施策		施策名		担当課	評価
4 生きがいのあるまちづくり	2 社会参加の促進	(2)	文化・スポーツ活動への支援	134	市主催のイベントにおける障がいのある方の参加の促進	関係課	エ
						障害福祉課	ウ
				135	スポーツ大会の支援	スポーツタウン推進課	ウ
						障害福祉課	ウ
				136	障がい者スポーツの推進	スポーツタウン推進課	ウ
						障害福祉課	ウ
				137	文化活動支援	社会教育課	イ
						障害福祉課	イ
				138	芸術・文化講座開催等事業（障がい者作品展）[再掲（75）]	障害福祉課	イ
		(3)	社会教育の充実	139	生涯学習講座の充実	社会教育課	イ
5 安心・安全なまちづくり	1 みんなにやさしいまちづくり	(1)	生活空間の整備	140	住みやすいまちづくりの総合的推進	都市計画課	ア
				141	歩道の整備	維持課	ウ
						道路課	オ
				142	交通環境の整備	安心安全課	イ
						商業観光課	ア
						都市計画課	イ
						管理課	ウ
						道路課	イ
						維持課	イ
				143	バリアフリーの商店街づくりの推進	都市計画課	イ
						商業観光課	ウ
		(2)	公共建築物の整備	144	公共施設のバリアフリー化の推進	都市計画課	イ
						全市有施設所管課	ア
				145	交通ターミナル施設のバリアフリー化の推進	企画課	ア
						都市計画課	イ

基本方針	大項目	施策		施策名		担当課	評価
5 安心・安全なまちづくり	1 みんなにやさしいまちづくり	(3)	理解の促進	146	心のバリアフリーの普及啓発 [再掲（14）]	都市計画課	ア
						障害福祉課	イ
				147	市民宅配講座への講師派遣	障害福祉課	イ
	2 移動しやすい環境の整備	(1)	交通機関の利用促進	148	人にやさしいバスの整備要請	企画課	ア
						都市計画課	イ
		(2)	移動手段・外出支援の充実	149	福祉タクシー制度・自動車燃料費給付制度による支援 [再掲（61）]	障害福祉課	ア
				150	移動支援事業 [再掲（70）]	障害福祉課	イ
				151	コミュニティーバスによる移動支援	企画課	ア
				152	障害児・者生活サポート事業の推進 [再掲（54）]	障害福祉課	ア
				153	福祉有償運送の推進	障害福祉課	ア
	3 安全な暮らしの確保	(1)	地域の防災対策の推進	154	避難行動要支援者避難支援計画の充実	生活福祉課	イ
						長寿いきがい課	イ
						障害福祉課	イ
				155	緊急時のヘルプマークやヘルプカード等の活用周知	障害福祉課	ア
				156	防災知識の普及・啓発	危機管理課	ウ
						長寿いきがい課	イ
						障害福祉課	イ
						警防課	イ
				157	災害情報伝達体制の整備	危機管理課	ア
						障害福祉課	イ
						警防課	イ

基本方針	大項目	施策		施策名		担当課	評価
5 安心・安全なまちづくり	3 安全な暮らしの確保	(1)	地域の防災対策の推進	158	障がいのある方に配慮した防災基盤の整備	都市計画課	イ
						危機管理課	ア
				159	障がいのある方に対する健康管理	健康づくり課	ウ
						熊谷保健センター	ウ
						母子健康センター	ウ
						障害福祉課	イ
				160	障がいのある方への情報提供・相談支援	広報広聴課	ウ
				161	災害時ボランティア人材の育成	福祉総務課	ア
						障害福祉課	オ
		(2)	施設の防災対策の推進	162	防災計画の策定	危機管理課	ア
						長寿いきがい課	イ
						障害福祉課	ア
						警防課	ア
				163	防災教育・防災訓練の実施	警防課	ア
				164	施設・設備の整備・充実	警防課	ア
				165	社会福祉施設と地域の連携	危機管理課	ウ
						長寿いきがい課	イ
						障害福祉課	イ
						警防課	ア
				166	被災した在宅の障がいのある方の受入体制の整備	障害福祉課	エ
				167	福祉避難所の体制整備	危機管理課	エ
						長寿いきがい課	イ
						障害福祉課	イ
		(3)	安心して生活できる環境づくり	168	交通安全知識の普及・啓発	安心安全課	イ
				169	防犯知識の普及・啓発	安心安全課	イ
				170	防犯と安全対策の充実	安心安全課	イ

2　障がい者団体及び計画相談支援事業所からの意見・要望等

1　御協力いただいた障がい者団体（順不同）

・熊谷地区精神障害者家族会（みのり会）：精神疾患のある方を抱えるご家族が互いに悩みを分かち合い、励まし合う団体です。

・熊谷市身体障害者福祉会：障がい者の融和と親睦を目的に、障がい者と高齢者の交流の場の提供など、福祉の増進に寄与する活動を行っている団体です。

・熊谷市立あかしあ育成園保護者会：あかしあ育成園を利用している障がい児のご家族が、悩みを分かち合い、また情報交換などを行っている団体です。

・熊谷若草親の会：知的障がいの方を抱えるご家族が教育・福祉・就労などの施策の整備や充実のための活動をしている団体です。

・熊谷市ろう者協会：耳の聴こえない方のための福祉の向上や手話の普及のために様々な活動を行っている団体です。

・熊谷市視覚障害者福祉会：視力に障がいのある方々が社会参加するための情報の提供や生活用具・補装具などの相談を行っている団体です。

・自立生活センター遊TO ピア：障がいの有無にかかわらず、自分らしく地域の中で共に学び、共に暮らせる社会を目指して活動している団体です。

・熊谷市難聴児をもつ親の会：きこえに障がいのある子どものご家族が、悩みを分かち合い、また情報交換などを行っている団体です。

・ロービジョン　アイの会：視力に障がいのある方々のための福祉の向上のために活動している団体です。

・ＮＰＯ法人にじいろ：重症心身障がい児者とそのご家族が、住み慣れた地域で将来に渡り安全に暮らせる環境を創ることを目標に、家族支援を第一に活動をしている団体です。

2　御協力いただいた計画相談支援事業所（順不同）

・地域生活支援センター向陽

・熊谷市障害者相談支援センター

・福祉医療センター太陽の園

・相談支援センターあいのいえ

・相談支援センターさくら

・相談支援ＹＯＵゆう

・相談支援センターさいこん

・相談支援センター　ハーテップ

・相談支援室あすか

・相談支援センターいぶき

3 **実施方法**：様式を障がい者団体及び計画相談支援事業所宛に送付し、回収した。

	団体及び事業所	テーマ	内容	要望･提案	回答等
1	熊谷地区 精神障害者家族会（みのり会）	医療	･自立支援医療（精神通院医療）は窓口負担が1割となっているが、精神保健福祉手帳1級所持者については重度心身障害者医療助成制度が適用となっている。 当事者は精神薬を長期にわたり服用したために起こる副作用や、高齢になると成人病等の発症で精神科以外の通院も多くなる。年収100万円未満という方が多く、医療費負担は物価高騰の中でさらに大変になっている。少しくらいならと受診を控えてしまうことにもなりかねない。	精神保健福祉手帳2級まで、重度心身障害者医療費助成制度を入院時まで適用してほしい。	重度心身障害者医療費の支給は、精神障害者手帳2級以上の方のうち、65歳以上で後期高齢者医療広域連合の認定を受けた場合は対象としておりますが、全ての精神障害者2級までの対象者拡大及び入院費の補助は、現在の財政状況を勘案しますと困難です。
2	熊谷地区 精神障害者家族会（みのり会）	福祉サービス（その他）	通院時公共交通機関を利用できない当事者がいる。 （人目が気になる、音に敏感等で他の人の話し声が気になる。） その為、通院や移動の手段として家族が車で送迎していることが多い。	精神保健福祉手帳2級所持者まで自動車税の軽減をお願いしたい。	県税である自動車税、市税である軽自動車税の減免については、それぞれ埼玉県、熊谷市の条例で定めていますが、その取扱いは埼玉県、熊谷市ともに国から示された基準を考慮し決定しているため、減免の適用区分は共通しています。 減免の対象となる障がいの級は手帳の種類や障がいの区分によって異なります。精神障害者保健福祉手帳は1級でかつ精神通院医療を受けている方を対象としていますので、御理解をお願いいたします。
3	熊谷地区 精神障害者家族会（みのり会）	防災･避難	周りの雑音や光が苦手な人がいる。また、急激な環境の変化に対して臨機応変に対応することが難しい。	･状況が十分理解できない場合に、指示や決定などの支援がほしい。	主に避難先となる、学校の指定避難所では、要支援者用スペースを施設利用計画の中に設定しておりますので、必要に応じてお申し出ください。また、避難所の運営に際しては、例えば気象警報の状況等、現在の状況を避難者にお知らせするよう、避難所運営に関するマニュアルを通じ職員に周知しておりますので、お困りの際は、御相談ください。
4	熊谷地区 精神障害者家族会（みのり会）	防災･避難	服薬している場合、薬がなくなることへの不安がある。	･服薬している薬に関して、医療機関との連携をお願いしたい。	服薬している薬については、熊谷市防災ハザードマップの中でも、「非常用持出袋とともに持ち出すとよい『持病の薬』」として例示をしております。学校などの指定避難所で各人の状況に応じたものを個別に御用意することは困難ですので、平時から持ち出せる分の確保をお願いします。

	団体及び事業所	テーマ	内容	要望・提案	回答等
5	熊谷市身体障害者福祉会	移動	[UDタクシー] ・乗り降りの場所を指定される。 ・別途料金をとられることがある。 ・TELで予約した場合でも利用できないことがある。	・UDタクシーの当初の目的どおりに、障がいのある人が自由にタクシーを利用できるようにしてほしい。 ・タクシー会社に事情を確認し指導してほしい。	市として指導するのは困難であるため、大里地区福祉有償運送運営協議会の場にて、情報提供してまいります。
6	熊谷市立あかしあ育成園保護者会	バリアフリー	・熊谷駅のエレベーターの位置が分かりにくく利用しにくい。	・案内板を増やすなどして利用しやすくしてほしい。	熊谷駅南口のエレベーターにつきましては、案内を複数箇所に掲示しております。案内の追加の御要望につきましては、設置を希望する箇所を明示の上、維持課まで御連絡ください。 熊谷駅北口のエレベーターについては、管理者が東日本旅客鉄道株式会社となりますので、東日本旅客鉄道株式会社まで御連絡ください。
7	熊谷市立あかしあ育成園保護者会	バリアフリー	・籠原駅北口にエスカレーターがなく、階段のみのため、身体に負担がかかる。	・片側だけでもエスカレーターにしてほしい。	籠原駅北口と南口にはエレベーターを設置しております。階段の御利用が困難な場合は、エレベーターの御利用も御検討ください。
8	熊谷市立あかしあ育成園保護者会	バリアフリー	・駅で電車に乗る際、バギーや車椅子だと乗り込むのが大変。	・ノンステップバスのようにスロープを利用できるようにしてほしい。	駅構内におけるホームへの案内や列車への乗降時に介助が必要な場合は、事前に鉄道事業者に連絡し、介助が可能な範囲を御確認ください。
9	熊谷市立あかしあ育成園保護者会	バリアフリー	・車椅子マークの駐車場に屋根がないことが多く、雨の日はずぶ濡れになってしまう。	・屋根の下で乗せ降ろしができるように行政から商業施設へ声かけしてほしい。	埼玉県では高齢者、障害者等優先駐車施設の整備基準を「埼玉県福祉のまちづくり条例」により設けています。駐車場の台数に基づき、その数や大きさ、形状、表示方法等についての基準が設けられていますが、屋根の設置は義務付けられていません。市といたしましてはその基準の順守をお願いしています。
10	熊谷市立あかしあ育成園保護者会	相談支援	・相談支援事業所が足りない。	相談支援事業所を増やし、相談機能の充実を図ってほしい。閉校した学校などを上手く利用できないか。	学校跡地については、庁内における利活用意向調査を行うとともに、閉校した学校区の地域の意見を聴取しながら、検討することとしています。 また、相談支援事業所の不足は相談員不足に起因しているととらえ、相談員の人員増を図るため、研修等への積極的な参加を促しています。
11	熊谷市立あかしあ育成園保護者会	社会参加	障がい者の駐車場に止められないので、県や市が許可証などを発行し、市販の障がい者マークとは別で管理してほしい。	他県では県や市が許可証を使って、障がい者の駐車場を本当に必要な人だけが利用できるようにしているので、本市でもそのようになってほしい。	令和5年11月1日から「埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）」が開始となりました。交付基準、申請方法につきましては、今後周知してまいります。詳細につきましては、埼玉県ホームページを御確認ください。
12	熊谷市立あかしあ育成園保護者会	医療	重度障がいに対応できる病院が少ない。	施設を増やしてほしい。	御要望については拝聴し、関係機関にお伝えします。
13	熊谷市立あかしあ育成園保護者会	情報提供・伝達	支援事業の情報が少なく、分かりにくい。	インターネット上で情報が収集できるよう、ウェブサイトを充実させてほしい。	障害者手帳交付の際にお渡ししている障害者のしおり「明日へのはばたき」をホームページに掲載していますので、参考にしてください。また、独立行政法人福祉医療機構が運営するＷＡＭ　ＮＥＴ（ワムネット）のホームページも御活用ください。
14	熊谷若草親の会	福祉サービス（入所）	熊谷若草親の会の会員の知的障がい者や家族が、入所施設を希望しても空きがなく長時間待たされている。	熊谷市の地域生活支援拠点の活性化に期待しながら、一方ではどうしても地域には馴染まない重度知的障がい・行動障がいのある知的障がい者の受け皿として入所施設の整備を望んでいる。熊谷市の福祉計画の中で一考してもらいたい。	利用者からの御意見としてお受けし、本障がい者支援計画策定時に検討いたします。

	団体及び事業所	テーマ	内容	要望･提案	回答等
15	熊谷若草親の会	福祉サービス（地域）	熊谷市では知的障がい者のショートスティの施設が不十分である。	ショートスティの設置を望んでいるので、熊谷市福祉計画の中で一考してもらいたい。整備だけでなく、緊急時に利用できる運用体制を確保してほしい。	ショートステイの設置について利用者からの御意見としてお受けするとともに、緊急時対応の問題については、現在、地域生活支援拠点等整備事業を進め、緊急時受け入れ体制の整備･強化を進めています。
16	熊谷若草親の会	居住環境	（日中支援型グループホーム） グループホームは地域に増えてきているが、重度または行動障がいのある知的障がい者の方はなかなか受け入れてもらえない。	日中支援型グループホームでの重度知的障がい者の受け入れできる体制づくりをさらに進めてほしい。	日中支援型グループホームは、協議会等で年に1回以上、事業の実施状況等の報告を受け、評価することとなっております。協議会等を通じ、必要な要望、助言等を事業所に伝えていきたいと考えております。
17	熊谷市ろう者協会	福祉サービス（その他）	月1回市役所に配置の手話通訳者がいる。	せめて毎週（月4～5回）に回数を増やしてほしい。	近隣市町の動向を見つつ、調査･研究を進めてまいります。
18	熊谷市ろう者協会	広報活動	熊谷市手話言語条例が制定（2017年）されて6年経っている。手話の普及の記事がない。	うちわ祭り、花火大会、ワイルドナイツ等、熊谷になじみのある手話を定期的に載せてほしい。	発信媒体を精査し、検討してまいります。
19	熊谷市ろう者協会	その他	手話講習会の養成コースに昼間コースがない。	手話通訳のニーズが多いのが昼間なので、昼間の養成コースを設けてほしい。	講師等の人員配置を考慮しつつ、検討してまいります。
20	熊谷市ろう者協会	その他	手話言語条例があるのに市民向けの手話普及イベントがない。	市民向けの手話普及イベントを開催してほしい。 （例）･越谷市手話理解促進講習会（2022年度） 「手話ってなに？ことばってなに？」 ･朝霞市日本手話言語条例講演会（2021年度） 「デフフッド～ろうであること～」	近隣市町の動向を見つつ、調査･研究を進めてまいります。 また、熊谷市ろう者協会が主体となり、市が後援するという形での開催について御一考いただければと思います。
21	熊谷市ろう者協会	その他	手話言語条例に係る施策推進懇談会がない。	懇談会を開催し、取組実績や今後の推進について確認し合う場を作ってほしい。	近隣市町の動向を見つつ、調査･研究を進めてまいります。
22	熊谷市視覚障害者福祉協会	移動	契約事業所や通院患者が優先されているようで、有償自動車が機能していない状態である。 当事者だけではバスを利用しにくい。	タクシーなどと連携してもらいたい。	今後の課題と捉え、近隣市町の動向を見つつ、調査･研究を進めてまいります。
23	熊谷市視覚障害者福祉協会	就労	視覚障がい者が仕事に就けていない状態である。公的な就労支援でも障がい者枠は全くない状態。	パソコンや点字などで仕事ができる場所をつくってもらいたい。	今後の課題と捉え、近隣市町の動向を見つつ、調査･研究を進めてまいります。
24	熊谷市視覚障害者福祉協会	教育	熊谷市には視覚障がい者の教育的なものはないに等しい。	パソコンや点字などでできる仕事はあると思う。公共施設などで考えてほしい。	障害者総合支援法における自立訓練（機能訓練）の利用を御検討ください。
25	熊谷市視覚障害者福祉協会	社会参加	健常者などとの交流の場が全くないように感じる。	お互いに何ができるのか、情報を交換できる場がほしい。	今後の課題と捉え、近隣市町の動向を見つつ、調査･研究を進めてまいります。
26	熊谷市視覚障害者福祉協会	防災･避難	地域との連携がない障がい者は周りと関係が持てず、声をかけてもらえないため、知らない情報（防災情報）がたくさんある。	福祉委員（民生委員）や自治会などで、関係を深めるための機会を設けてほしい。	地域とつながりがない障がい者の方で、困りごとなどがありましたら、担当課から担当地区の民生委員･児童委員に連絡をいたします。 また、自治会に加入されていない場合は、自治会への加入を御検討ください。ただし、自治会内で防災情報等をどのように共有しているかは、地域により様々です。
27	熊谷市視覚障害者福祉協会	情報提供･伝達	視覚障がい者で読み聞きが難しい方がいる。	点字ディスプレーなどの日常生活用具を使えるようにしていただきたい。	点字ディスプレイの給付対象者の要件緩和については、他市の支給要件や給付条件などを踏まえ、引き続き調査･検討を進めてまいります。

	団体及び事業所	テーマ	内容	要望･提案	回答等
28	特定非営利活動法人　自立生活センター遊TOピア	福祉サービス(地域)	(重度訪問介護) 現在希望する時間数が支給されず、やりたいことを我慢したり、控えざるをえない状況である。 また、計画相談の際にセルフプランで行えている人とできなくなってしまった人がいる。	個々に応じた時間を支給してほしい。 また、自分の生活やニーズは本人がよくわかっていることから、セルフプランを望む人にはできるようにしてほしい。	障害福祉サービスの支給量については、熊谷市障害福祉サービス支給決定基準に基づき、その範囲において、支給決定しております。個別の状況については、担当ケースワーカーに御相談ください。 申請の際には、原則として、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案の提出を求めております。計画相談支援については、申請される障がい者の生活を把握し、生活課題の解決に向け、相談を受けることができる支援であるため、相談員に情報を共有した上で、申請者の生活やニーズを反映したサービス等利用計画案の作成をされますようお願いいたします。なお、計画相談支援給付費の支給に伴う負担は発生いたしません。
29	特定非営利活動法人　自立生活センター遊TOピア	福祉サービス(地域)	草取りや障子、ふすまの交換などがヘルパー制度でできない。	提供サービスで認められない部分を認めてほしい。または補完する仕組みを作ってほしい。	福祉サービスは、法令の規定の範囲内での利用をお願いいたします。 サービスが認められない部分については、シルバー人材センター等の民間サービスの活用を御検討ください。
30	特定非営利活動法人　自立生活センター遊TOピア	福祉サービス(地域)	(重度訪問介護) 厚生労働省の通達(令和4年11月9日)に「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて」で、医療機関は介助者の支援を受け入れるようにとあるが、医療機関からはコロナやインフルエンザなどの感染予防を理由に「親族の面会でも断っている」との返答があり介助者が入れない。看護師も他の患者対応や業務のため、満足な介助は期待できない。	感染予防を徹底の上、同じ介助者を派遣するなど病院側と妥協点を模索することはできないか？	通達が徹底されるよう関係機関と共有いたします。
31	特定非営利活動法人　自立生活センター遊TOピア	福祉サービス(その他)	(障害者優先調達法) 現状でも利用していただいているが、行田市のように選挙の啓発品等で使っていただけるとより納品回数も増えてありがたい。	事業所の製品を熊谷市の啓発品、宣伝商品として使ってもらいたい。	近隣市町の動向を見つつ、調査･研究を進めてまいります。なお、選挙啓発品につきましては、団体が納品可能なものの中から、品物の選定、数量、予算等を考慮する必要があります。
32	特定非営利活動法人　自立生活センター遊TOピア	福祉サービス(その他)	(生活サポート事業) 同一法人内の居宅介護派遣事業所のサービス提供責任者が、生活サポートの提供をしてはならないとある。 そのため、介助者が見つからない場合にサービス提供責任者が提供する際、利用料金を全額実費負担している。	埼玉県の県単事業であり、国の障害者総合支援法のサービスには含まれておらず、別の事業所として存在している。サービス提供責任者が生活サポートを提供したとしても生活サポート事業所の非常勤職員という扱いになるのでは？	埼玉県の事業であるため、県作成のQ&Aに基づいた運営をお願いいたします。
33	特定非営利活動法人　自立生活センター遊TOピア	居住環境	(グループホーム) 重度の身体障がいをお持ちの方に対応した住環境を備えたグループホームが少ない。 グループホームの数は増えているようだが、この問題は解決されていないように感じている。	重度身体障がい者の受け入れの促進	利用者からの御意見としてお受けし、グループホーム開設の相談があった場合に、事業者へ伝えてまいります。
34	特定非営利活動法人　自立生活センター遊TOピア	居住環境	(地域生活支援拠点) 緊急時の受け入れに協力してくれる施設が、少しでも増えるとよい。	地域生活支援拠点の整備	これまでも会議の場や直接の訪問を通し、緊急時の受け入れについて協力を要請してきましたが、今後も協力事業所が増えていくよう自立支援協議会の部会などを通じ、協力を要請していきたいと考えております。
35	特定非営利活動法人　自立生活センター遊TOピア	居住環境	(障がい者の自立生活) 介助者を入れ一人で地域のアパートなどで暮らす場合、車椅子でも受け入れ可能なアパートやマンションの情報を知りたい。	行政で情報を集約し、発信や民間の不動産や大家への理解促進の機会を作ってほしい。	今後の課題と捉え、近隣市町の動向を見つつ、調査･研究を進めてまいります。

	団体及び事業所	テーマ	内容	要望･提案	回答等
36	特定非営利活動法人　自立生活センター遊TOピア	就労	(重度障がい者の就労) 重度の障がいがあり介助が必要な場合、現在は職場介助を利用するしか方法がない。しかし職場介助は10年間の縛りや雇用関係にある人のみとなり、困っている当事者がたくさんいる。	就労中も重度訪問介護が利用できるか、または重度障害者等就労支援特別事業(令和2年10月より施行、令和3年9月末で11市1町が実施)を熊谷市でも実施してほしい。	重度訪問介護については、居宅における生活全般にわたる援助と規定されております。 重度障害者等就労支援特別事業については、近隣市町の動向を見つつ、調査･研究を進めてまいります。
37	特定非営利活動法人　自立生活センター遊TOピア	社会参加	(UDタクシー) 対象となる車椅子ユーザーが乗れない大きさ、スロープの出し入れが猥雑なため乗車拒否も珍しくない。 また、以前熊谷市内のUDタクシーを車椅子ユーザーが利用するにあたり、手間がかかるということで運賃とは別に1,000円を取り、道路運送法が禁じる「特定旅客への不当な差別的取り扱い」ということが問題になったが、現在はどうか？	大きさに関しては、車両の問題なので今後見直してほしいが、スロープなどの操作は当法人に車椅子のスタッフがいるため、研修として派遣する。	現在、市ではスタッフのあっせん等は行っておりません。恐れ入りますが個別に御確認いただくようお願いいたします。
38	特定非営利活動法人　自立生活センター遊TOピア	防災･避難	(災害時要援護者登録) 市から災害の際の救助の登録の用紙が届くが、近所の人2名を登録しなくてはいけないのだが、見つからず登録できない当事者が多い。	条件を緩和してほしい。	避難行動要支援者名簿登録申請書兼事前提供同意書における避難支援者については、避難支援者の方が見つからない場合であっても御申請いただけます。
39	特定非営利活動法人　自立生活センター遊TOピア	防災･避難	避難した際には、どこまで障がい当事者に配慮してくれるのかといった不安がある。	災害時には、速やかに福祉避難所を開設してもらいたい。障がい者用のトイレや更衣、清拭ができるよう、パーテーションで仕切られたベット付きの広いスペースを用意してほしい。	関係機関と連携し、直接避難ができるよう調整していきます。
40	特定非営利活動法人　自立生活センター遊TOピア	広報活動	多様性が認められつつあるものの、まだまだ障がい者への理解は程遠いと感じる。 地域の学校と、特別支援学校とで分かれていることも一因と言えるのでは？	心のバリアフリー教室など熊谷市と協働で行った時のように、小･中学校へ障がい者を講師として派遣し、講演やイベントなどを企画してほしい。	小･中学校の総合的な学習の時間で、車椅子の介助体験や視覚障がい者の疑似体験等に、外部からの指導者を招くなどして学習内容の充実を図ります。
41	熊谷市難聴児をもつ親の会	教育	重複障がいや肢体不自由のある難聴児は特別支援級に在籍している為、ことばの教室に通級できず訓練できない。	特別支援級に在籍していても通級できるようにしてほしい。	ことばの教室の教員に指導内容を相談したり、指導方法を在籍している学級の担当教員と共有したりするなど、通級指導教室と連携しながら支援を充実させることができますので、個別に御相談くださいますようお願いします。
42	熊谷市難聴児をもつ親の会	教育	ことばの教室は現在70数人在籍。そのうち4名が難聴児である。最大週8時間通級できることになっているが、週1時間しか通級できてない。	難聴学級に移行してほしい。	難聴学級につきましては、相談のありました翌年度以降の設置を検討することができますので、個別に御相談くださいますようお願いします。なお、学校により、準備に必要な期間が異なりますので、できる限り早期の御相談をお願いします。
43	熊谷市難聴児をもつ親の会	福祉サービス(その他)	人工内耳用のイヤーモールドと充電池が全額自己負担となっている。	助成の対象にしていただきたい。 (軽度･中等度難聴の支援のように1/3にする。1年未満の故障は無料にするなど検討していただきたい。)	市の難聴児補聴器助成制度は、国が定める補装具の基準や、県の補助要綱などを参考に、基準を定めております。助成対象の見直しについては、国や県の動向を注視しつつ、調査･研究を進めてまいります。
44	熊谷市難聴児をもつ親の会	医療	新生児スクリーニングが導入されるようになり、早期発見につながっているのか？	母子健康センター、市のホームページなどで情報提供の場として親の会のことを伝えてほしい。	新生児聴覚スクリーニング検査助成事業は、令和3年4月より、聴覚障がいの早期発見･早期療育を図るために実施しており、事業開始後、精密検査を経て、治療を開始している児童がいます。団体の紹介につきましては、手段を含め検討してまいります。

	団体及び事業所	テーマ	内容	要望･提案	回答等
45	ロービジョンアイの会	福祉サービス(地域)		視覚障がい者のための音声パソコンの勉強会や教室を熊谷市でしてほしい。勉強会や教室の運営のサポートをしてくださる方の育成や講習会を行ってほしい。 また、さいたま新都心にある障がい者交流センターと同じような施設を熊谷市にも作ってほしい。 上記により障がい者の人たちとの交流を深めることが可能になるのではないか。	今後の課題と捉え、近隣市町の動向を見つつ、調査･研究を進めてまいります。 障がい者交流センターにつきましては、本市では、障害福祉会館が当たるものと考えます。
46	ロービジョンアイの会	福祉サービス(その他)	日常生活用具を申請して業者から届いた際に、取り扱い方法を業者が把握しておらず、すぐに使用ができなかった。	熊谷市から業者のサポートをしてほしい。	日常生活用具の給付を受けることによって、これまでの生活がより円滑に行うことができるかを確認していただくためにも、申請前に事業所に取り扱い方法等を確認していただいた上で、御申請いただくよう案内しています。
47	ロービジョンアイの会	移動	催しへの参加のために数か所の同行援護事業所に依頼したが、ヘルパーが見つからず参加をキャンセルすることがあった。	同行援護事業所のガイドヘルパーを増やしてほしい。	利用者からの御意見としてお受けし、事業所との連絡会の中で協議検討してまいります。
48	ロービジョンアイの会	移動	旅行に行く際に地元のヘルパーを依頼すると持ち時間が足りなくなってしまう。	旅先の同行援護事業所のガイドヘルパーを手配する手立てがほしい。	旅先の市町村や基幹相談支援センターに、御相談ください。
49	ロービジョンアイの会	移動	生活サポートで車での送迎をしてくれる事業所があまりない。	車での送迎を行う事業所を増やしてほしい。	本市に登録のある生活サポート事業所29事業所の内、送迎サービスを行っている事業所は27事業所ありますが、予約が取りづらいとの御意見もいただいていますので、安全面を考慮しつつ、新規事業所開設に努めてまいります。
50	ロービジョンアイの会	就労	視覚障がい者の就労先がほとんどないのが現状である。	視覚障がい者の雇用促進に向けて市議会で議論をしてほしい。	今後の課題と捉え、近隣市町の動向を見つつ、調査･研究を進めてまいります。
51	ロービジョンアイの会	情報提供･伝達		連絡事項は音声やメール、点字など本人の希望するものでいただきたい。	希望する連絡手段については個人情報とみなされ、情報共有はできません。現状では、関係する課へ個別に希望をお伝えいただければと思います。
52	ロービジョンアイの会	防災･避難	避難場所に行ったとしても状況が分からないため、サポートしていただけるボランティアがいるのか。 お手洗いにいった場合など、一人では元の場所に戻れない。	災害時にはどこへ避難したら良いのか援助がほしい。 障がい者とともに実践的な避難訓練を実施してほしい。	市政宅配講座「ともに考えよう。大災害への備え」では、防災の基本的な事項に加え、御希望に応じて講演内容を調整して対応することも行っています。 また、個別の避難先の御相談や訓練については、対象の方の御住所や状況などにより対応すべきことが変わってきますので、危機管理課まで御相談ください。
53	特定非営利活動法人NPOにじいろ	福祉サービス(地域)	短期入所の利用希望者が多いため、予約が取りづらい状況が続いている。結果的に定期的な利用ができず、家庭内介護者の休息につながっていない。また、緊急時の利用も困難となっている。	短期入所施設を新たに整備するなど、対策を講じてほしい。	短期入所の設置について利用者からの御意見としてお受けするとともに、緊急時対応の問題については、現在、地域生活支援拠点等整備事業を進め、緊急時受け入れ体制の整備･強化に努めています。
54	特定非営利活動法人NPOにじいろ	福祉サービス(地域)	重症心身障がい児者･医療的ケア児者が利用できる医療型短期入所施設が限られている。	重症心身障がい児者･医療的ケア児者が利用できる医療型短期入所施設を新たに整備してほしい。	医療型の短期入所施設は、医療機関の協力が必要となります。機会を捉え関係機関に要望を伝達してまいります。
55	特定非営利活動法人NPOにじいろ	福祉サービス(地域)	熊谷市に重症心身障がい者･医療的ケア者が利用できる生活介護が限られているため、市外の生活介護を利用せざるを得えない。市外施設は送迎対象外の場合もあり、送迎のために福祉有償車両を探すが、確保が困難となっている。また、送迎のために家族の就労等にも影響が出ている。	重症心身障がい者･医療的ケア者が利用できる生活介護を新たに整備してほしい。	利用者からの御意見としてお受けし、生活介護開設の相談があった場合に、事業者へお伝えします。

	団体及び事業所	テーマ	内容	要望･提案	回答等
56	特定非営利活動法人NPOにじいろ	福祉サービス（その他）	子どもが成長すると抱っこでの移動が困難となり、移動手段が車椅子に変化する。外出時には、車椅子のまま昇降できる福祉車両（スロープ車）など、周辺環境の改善が必要となるが、福祉車両の購入は高額となる。	福祉車両の購入補助を検討してほしい。	現行の自動車関係の補助制度は、自動車改造費補助や、自動車税減免、高速道路減免があります。県内の状況から、補助の追加は困難です。
57	特定非営利活動法人NPOにじいろ	福祉サービス（地域）	市役所での各種申請や面談、相談の際に、窓口に直接足を運ばなければならないことが多く、重症心身障がい児者･医療的ケア児者のいる家族の負担になっている。また、コロナが5類に移行してもコロナが終わったわけではなく感染不安は引き続き続いている。	コロナ禍での各種申請や面談、相談の際、感染症対策として、電話や郵送でも手続きができることは、重症心身障がい児者･医療的ケア児者の家族にとってはありがたい変化です。コロナが5類に移行後も重症心身障がい児者･医療的ケア児者とその家族の希望があれば、窓口の手続きだけでなく、電話や郵送、リモートなどで手続きができるように柔軟な対応をしてほしい。	近隣市町の動向を見つつ、調査･研究を進めてまいります。
58	特定非営利活動法人NPOにじいろ	医療	基礎疾患を持つ子どもたちの小児科から成人診療科への成人移行が大変困難となっている。移行に向け、小児病院や大学病院等のＭＳＷのコーディネートがない場合もあり、移行先（病院）を保護者が探さなければならないなど、安心して医療を受けられる環境が保証されていない。基礎疾患を持つ子どもが成人しても医療は生涯必要である。	小児科から成人診療科への成人移行が円滑に進み、地域で安心して医療を受けられる環境を整えてほしい。	今後の課題と捉え、近隣市町の動向を見つつ、調査･研究を進めてまいります。
59	特定非営利活動法人NPOにじいろ	情報提供･伝達	夏休みなどの長期休暇での体験イベント等の情報が、県立支援学校に届いていない。	市在住の子どもは市立小中校だけでなく、県立支援学校にも通学している。同じ熊谷市の子どもであるので、分け隔てない情報提供と障がいのある子どもも参加できるようにしてほしい。	市立小･中学校と県立特別支援学校の情報共有について、市の担当者会議をとおして働きかけます。
60	特定非営利活動法人NPOにじいろ	情報提供･伝達	数年前に配布されたバリアフリーマップ「あのくま」の情報と実情が合っていない。	バリアフリーマップ「あのくま」のデジタル化、情報更新をしてほしい。	5年前に立正大学のボランティアサークルとの協働により、紙媒体のバリアフリーマップ「あのくま」を作成しており、情報更新はしていませんでした。令和5年度でアプリやブラウザを用いた閲覧が可能で、紙媒体の地図よりも情報更新が容易なバリアフリーマップを作成しましたので、御活用ください。
61	特定非営利活動法人NPOにじいろ	社会参加	埼玉県で全国初のケアラー支援条例が制定されたが、障がいのある家族を介護･看護している（ヤング）ケアラー（家庭内介護者）が気軽に集えるサロンがない。	高齢者を介護している家族が集うオレンジカフェ（認知症カフェ）はあるが、障がい児者を介護･看護している家族が集まる場が無いため整えてほしい。	ケアラー全般を対象とした介護サロンが、隔月第2土曜日に市民活動支援センターにおいて開催されていますので、御活用ください。
62	特定非営利活動法人NPOにじいろ	社会参加	障がい児者がスポーツに親しむ機会が少ない。	障がい児者が生涯に渡りスポーツに親しめるような場所と機会を得られるよう、行政と障がい者団体、スポーツ団体、企業などが連携し、誰もが参加できる環境を整えてほしい。	スポーツ施設のバリアフリー化を推進し、障がいのある人が各種のスポーツ大会やイベントなどに参加し、楽しむことができるよう関係団体等と連携、周知してまいります。また、障がい者の社会参加の促進を目的とした「熊谷市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例」を制定したところです。

	団体及び事業所	テーマ	内容	要望･提案	回答等
63	特定非営利活動法人NPOにじいろ	社会参加	重症心身障がい児者･医療的ケア児者の外出時の排泄介助にはユニバーサルベッドが必要となるが、熊谷市内公共施設および商業施設、病院等の多目的トイレにユニバーサルシートの設備がないため、外出時にオムツ替えをする場所がなく、外出行動を躊躇する原因となっておりとても困っている。 （商業施設では唯一、イオン熊谷店のみユニバーサルベッド･オストメイトが設置されている）	今後も市内公共施設および商業施設、病院等の多目的トイレにユニバーサルシートの設備がされるまでの何年もの間、不便な状態は続くため、せめて別にベッドのある個室を用意する、医務室等を使えるなど、公共施設および商業施設、病院等に代替案を検討してほしい。	既存の市内公共施設および商業施設、病院等においてはスペースの問題などがあり、ユニバーサルシートの整備が難しい施設もあるのが現状です。各施設において合理的配慮に基づいた対応が行なえるよう取り組み、新規の公共施設の整備においては、計画策定時に広く意見を公募するとともに、ユニバーサルデザイン化に取り組むことを基本的な考えとしています。 熊谷市公共施設等総合管理計画では、公共施設のユニバーサルデザイン化を推進していますので、改修、更新等の機会を捉えて、取り組んでいく必要があると考えています。
64	特定非営利活動法人NPOにじいろ	社会参加	公共施設や商業施設、病院にある身障者用駐車場は、自ら運転をする障がい者が乗降時にドアを全開に出来るように車室幅が広く設定されていることが多い。福祉車輌（スロープ車）を駐車する場合はスロープを引き出すことになるが、車止め側にスペースが無い場合が多く、その場合、フロント側から駐車することになり、スロープを車路に大幅にはみ出して乗降せざるを得えず大変危険である。	公共施設や商業施設、病院にある身障者用駐車場で福祉車輌（スロープ車）でも車椅子ユーザーが安全に乗降できるよう、車止め側にスロープを引き出せるスペースを設けてほしい。	埼玉県福祉のまちづくり条例において、身障者用駐車場から利用施設までの間は、移動円滑化経路とすることが努力義務とされていることから、車の乗降位置に関わらず安全な経路設定となるよう努めてまいります。
65	特定非営利活動法人NPOにじいろ	社会参加	公共施設や商業施設の身障者用駐車場に一般の方が駐車しており、利用できない場合がある。	「埼玉県思いやり駐車場制度」（パーキング･パーミット制度）【令和5年11月1日施行】が導入されるが、熊谷市による制度の導入方針、普及啓発について開示してほしい。	「埼玉県思いやり駐車場制度」（パーキング･パーミット制度）が令和5年11月1日から開始となりました。市民への情報提供は、市報及びホームページ、ポスター掲示等により行っています。
66	特定非営利活動法人NPOにじいろ	防災･避難	重症心身障がい児者･医療的ケア児者やきょうだいの年齢や人数、主たる介護者の年齢などにより、家族だけの避難行動が困難な場合がある。	家族だけで避難することが困難な場合に支援が入るように、避難時の移動支援を考えてほしい。（タクシーやバスなどの企業が個人や地域の集団避難を手伝う等の仕組みつくり）	立ち退き避難の要否や、垂直避難の可否はお住いの場所により変わるため、一様に集団避難を推進する仕組みはございませんが、台風などの接近に備え、時間的な余裕が確保できるよう、避難情報の発令前に開設する自主避難所を整備しておりますので、自主避難所の御利用も御検討ください。
67	特定非営利活動法人NPOにじいろ	防災･避難	自然災害や突発的なトラブルによる停電から在宅で医療機器を使用している医療的ケア児者の命を守るため、家庭での非常用電源の必要性が言われているが、発電機や蓄電池、外部バッテリーなど高額となるため簡単に購入することが難しい。	発電機や蓄電池、外部バッテリーなどの非常用電源を日常生活用具の給付対象にしてほしい。	非常用電源の日常生活用具の給付対象への追加については、調査･研究の上、検討してまいります。
68	特定非営利活動法人NPOにじいろ	防災･避難	非常用電源の確保	市内で電動車や発電機、ソーラーパネル等を所有している企業や施設、自治会、一般家庭等で停電時に給電に協力してくださるところを募り、給電ネットワークを構築する。給電協力者と非常用電源の必要な医療的ケア児者の家庭とのマッチングなど、電源確保の手段はいくつあっても良いので、公助として取り組んでほしい。	近隣市町の動向を見つつ、調査･研究を進めてまいります。
69	特定非営利活動法人NPOにじいろ	防災･避難	災害時に福祉避難所に直接避難できないことに大変不安を感じている。	警戒レベル3高齢者等避難を発令するタイミングで福祉避難所を開設し、要支援者が直接避難できる体制を整備してほしい。福祉避難所まで避難できない方もいるため、警戒レベル3で開設する指定避難場所および指定避難所に要配慮者を受け入れる福祉スペースを整備してほしい。	関係機関と連携し、直接避難ができるよう調整していきます。 なお、学校の指定避難所では、施設利用計画の中で要支援者用スペースを設定しておりますので、必要に応じて、お申し出ください。

	団体及び事業所	テーマ	内容	要望･提案	回答等
70	特定非営利活動法人NPOにじいろ	防災･避難	要支援者名簿に登録をしたあと、個別避難計画の作成につながっていない。担当課より作成手順や時期などの開示もなく、どのような方々が作成や管理に係わるのかわからず、個人情報の取り扱い等にも不安を感じている。	個別避難計画を作成したい人のために、専門家などを招いて、作成講習会などを開いてほしい。個別避難計画に盛り込む内容を市で決める場合は当事者団体を検討の場に含めてほしい。	個別避難計画充実のため、記載内容や専門職の参画等、先進地域の事例を参考としながら検討してまいります。
71	特定非営利活動法人NPOにじいろ	広報活動	共生社会を目指しているが「共に生きる」場がないために、障がいのある人の気持ちや困りごとを想像することができず、障がい理解につながっていない。	障がい児者の暮らしの中で社会にあるバリア（物理的、制度的、文化･情報、意識上等）について、特に子どもたちが小さいうちから具体的に触れて、知って、考えられる機会を作ってほしい。	人権に関する作文を書く活動をとおして障がいのある人の人権について学んだり、小学校の総合的な学習の時間で車椅子に座って移動する体験や高齢者の疑似体験などを実施したりして、バリアフリーについての考え方を深められる機会を更に作っていきます。
72	地域生活支援センター向陽	福祉サービス（地域）	ショートステイを受け入れ可能な障害種別が限られ、精神障がいの方が利用できる事業所が少ない。		今後の課題と捉え、近隣市町の動向を見つつ、調査･研究を進めてまいります。
73	地域生活支援センター向陽	福祉サービス（その他）	相談支援専門員不足による依頼の増加等、業務が圧迫しており、一件ずつ丁寧な支援が難しくなっている。	モニタリングの簡略化やサインの省略、モニタリング月前後1か月でもモニタリング可など、柔軟な対応ができるとありがたい。	モニタリング月につきましては、利用者の状況を勘案し、担当ケースワーカーと御相談ください。
74	地域生活支援センター向陽	居住環境	グループホームは増えているが、スタッフの質に疑問がある。障がいに対する理解度や、状況を把握していない場合もあり、受け入れ前後で対応が異なるなどトラブルに発展する危険性がある。（受け入れる前は24時間職員がいると話していたが、実際はいない等）	全体の底上げをする研修や事前学習をする機会等、何かしらあるとよい。また受け入れ前後で対応が異なることについて注意喚起してほしい。	今後の課題と捉え、近隣市町の動向を見つつ、調査･研究を進めてまいります。なお、個別の監査･指導につきましては、埼玉県が行っております。
75	地域生活支援センター向陽	移動	各種支援の範囲が分かりづらい。（地域生活支援事業の移動支援や通院等介助、生活サポート等）	わかりやすい図や説明動画があるとよい。	移動サービスに特化した資料について、検討します。
76	地域生活支援センター向陽	医療	単身者の臨時受診時の支援が限られる	往診してくれる医療機関が増えるとよい。	御意見については拝聴し、関係機関にお伝えします。
77	地域生活支援センター向陽	社会参加	ピア･カウンセリング活動の場や交流の機会が十分ではない。		委託相談支援事業所と連携し、ピア活動の場、交流の機会の拡大に向け、検討を進めてまいります。
78	地域生活支援センター向陽	広報活動	一般の方で作品展を見る方が限られてしまう。	会場を一般の方が利用する場所にするともう少し理解が進むと思う。	現在、熊谷市役所近くの「緑化センター」で開催しています。こちらは一般の方も御利用いただける会場であり、また市報等でも開催周知を図っています。
79	熊谷市障害者相談支援センター	福祉サービス（地域）	他害行為や突発的な行動などの障がい特性のある強度行動障がいの利用者について、受け入れられる施設がなく、自宅で家族が支援し家族も疲弊している。	①ハード面のみではなく、研修実施回数や加算も増やすことで、既存の施設での受け入れ体制が変わるのでは？ ②強度行動障がいを持つ方を受け入れる生活介護事業所を増やしていく	基幹相談支援センターと連携し、強度行動障がいに関する研修等を通じ、受け入れ事業所の増加につなげていきたいと考えております。
80	熊谷市障害者相談支援センター	福祉サービス（地域）	障がい児を持つ家族（主たる介護者）に急病等何らかの緊急事態が生じた場合の受け入れ先がない。	障がい児短期受け入れ、日中一時預かり可能な施設を段階的に増やしてほしい。	今後の課題と捉え、近隣市町の動向を見つつ、調査･研究を進めてまいります。
81	熊谷市障害者相談支援センター	福祉サービス（地域）	放課後等ディサービスを利用していた方が生活介護に移行した場合に、夕方の時間帯における支援に空白が生じる。（15時～18，19時ごろまで） また、家族の就業時間の縮減になってしまう。（企業の人手不足も加速）	生活介護事業所において、家族が迎えに来るまで支援の延長をする。 生活介護事業所の日中一時支援登録の拡大も必要。	日中一時支援事業所の登録要件については、調査･研究を進めてまいりますが、サービス提供時間の延長や人員配置など事業所の協力も必要と考えます。
82	熊谷市障害者相談支援センター	その他	熊谷市では地域生活支援拠点等整備事業の面的整備型を推進している状況であるが、空床利用であることから、緊急時に居室が利用できない状況が想定される。また、面的整備事業での緊急時の相談など、地域の相談員不足から相談につながらず、緊急時の対応が遅れてしまうことが懸念される。	面的整備を進めるうえで、まずは多機能（緊急時に備えた相談や受け入れ対応機能･短期入所など）を持った核となる入所施設の整備が必要。	今後の課題と捉え、近隣市町の動向を見つつ、調査･研究を進めてまいります。

	団体及び事業所	テーマ	内容	要望･提案	回答等
83	熊谷市障害者相談支援センター	相談支援	計画相談を行う事業所が段階的に増えていないことにより、基幹相談支援センターがセルフプラン作成支援を行うケースが増えている。そのことにより、基幹相談として本来行うべき業務ができない状況がある。	基幹相談支援センターと熊谷市が協力しながら、計画相談支援事業所を増やしていく努力を積み重ねていく。	相談員不足の課題に対しては、自立支援協議会の場で協議を進めるとともに、市と基幹相談支援センターで協働し、課題解決にむけ検討を進めてまいります。 また、現行の相談支援事業所との協議をとおして、充実されるよう努めてまいります。
84	福祉医療センター太陽の園	福祉サービス（地域）	家族で介護を担うのが限界であったときに、一時的または速やかに入所、短期入所につなげたいが受け皿が少ない。また強度行動障がい児･者を受け入れてくれる事業所も少ない。	受け入れてくれる施設･事業所を増やすための働きかけをしてほしい。	緊急時対応の問題については、現在、地域生活支援拠点等整備事業を進め、緊急時受け入れ体制の整備･強化を進めています。 また、強度行動障がい児･者の受け入れについては、基幹相談支援センターと連携し、強度行動障がいに関する研修等を通じ、受け入れ事業所の増加につなげていきたいと考えております。
85	福祉医療センター太陽の園	その他	本来であれば介護職は一般教養、医療、精神疾患、理学療法、栄養学、礼儀作法など多方面の知識やスキルが求められる。報酬面にも課題がある。 一方で訪問系サービスでは訪問先での対応に悩み、苦しんでいるケースも多いと聞いている。	介護に携わる人材の確保とともに、支援を提供する人たちを守るために必要な施策を検討してほしい。	障害福祉課サービスの更新時に、埼玉県で作成した「STOP！ハラスメント」のチラシを利用者やその家族に配布し、支援者に対するハラスメントの防止について、周知を図っています。
86	福祉医療センター太陽の園	相談支援	第５期計画時より、相談支援機能の充実が取り上げられているが、相談支援事業所及び相談支援専門員が不足しており、計画作成の希望に応えられないことが喫緊の課題となっている。	相談支援事業所及び相談支援専門員の増加に向けて、具体的な方策やどれくらい増えればニーズに応えられるのか目標数値を示してほしい。	令和５年６月末時点での計画相談支援事業所等を導入していない福祉サービス利用者は、障がい者（１８歳以上）では全体1,403名のうち220名（15.7%）、障がい児では全体566名のうち238名（42.0%）。 近年の傾向としては、障害児通所支援の受給者の増加に伴い、障害児相談支援の導入率が低下しています。
87	福祉医療センター太陽の園	防災･避難	災害個別避難計画の作成が市町村の努力義務となっているが、作成に向けて努力している様子が見られない。	計画作成に関係する部署で協議し、対象となる方は市内に何名いるのか、災害時個別避難計画をどのように作成していくのか、目標とする作成数など具体的に示してほしい。	避難行動要支援者の範囲となる方は41,902名、その内避難行動要支援者名簿情報の事前提供同意者は6,436名です（令和5年1月1日時点）。個別避難計画充実のため、記載内容や専門職の参画等、先進地域の事例を参考としながら検討してまいります。
88	相談支援センターあいのいえ	福祉サービス（入所）	市内の入所施設の入所枠が少なく、入所希望者に応じられない。	市内入所施設の増床･新規入所施設の誘致を希望する。	障がい者福祉計画における国や県の方針は、地域生活への移行を掲げています。本市の状況も鑑み、計画策定いたしました。
89	相談支援センターあいのいえ	福祉サービス（その他）	対応困難な事例について、何度も訪問面談や各機関の連絡調整が必要になるため、計画相談の報酬だけではとても対応しきれない。	基幹相談支援センター、委託相談支援センターからの特定相談支援事業所へのサポートを強化してほしい。 対応困難な基本相談部分を委託相談、ケアプランの作成を計画相談など、役割を分担してもらえれば、支援の継続が可能ではないか。	基幹相談支援センターによる各特定相談支援事業所の訪問を令和4年度から開始し、サポート体制の強化を図っているところです。 また、委託相談支援事業所については、特定相談支援事業所が抱える処遇困難ケースに対する助言、同行訪問の実施等により、特定相談支援事業所へのサポートを行っております。 委託相談支援事業所の追加設置については、調査･研究を進めてまいります。
90	相談支援センターさくら	移動	通学･通所･通勤等で使えるサービスが少なく、介護タクシーの利用にしぼられる。御家族から生活サポートを利用を行い移送したいという希望がある。	事業所によっては送迎ができないところもあり、本人の生活が制限されてしまうため、可能であれば生活サポートの利用ができるように制限を緩めてほしい。	生活サポートは県の補助事業であるため、市独自の制限緩和は難しいところです。 福祉有償運送は、タクシー料金の1/2を超えない料金設定となっていますので、各事業所に相談してみてください。
91	相談支援センターさくら	居住環境	グループホームの広告について、１日預かりや世話人常駐と記入された広告をみるが、実際はできないという所がある。	相談員も入居等に関して情報提供を行う関係から、事業所のことを信じて進めているが、いざ何かあった際に世話人が常駐できないと言われても対応ができない。できないのであればはじめから広告に記入しないでほしい。	今後の課題と捉え、近隣市町の動向を見つつ、調査･研究を進めてまいります。なお、個別の監査･指導につきましては、埼玉県が行っております。

	団体及び事業所	テーマ	内容	要望･提案	回答等
92	相談支援センターさくら	相談支援	実収入が少なく加算等でまかなうことが難しい。計画相談の収入が上がるようにしてほしい。	料金を上げてほしい。また、平均して40件以上の減算もやめてほしい。	計画相談支援の報酬の額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）」に基づき算定されております。 変更等がありましたら、相談支援部会にて、情報共有をいたします。
93	相談支援センターさくら	福祉サービス（地域）	利用者本人が福祉サービスを利用する際、家族を含めた支援をすることがあるが、いきすぎたリクエストやサービスの拡大解釈をしている時がある。相談員･各事業所で対応し説明しているが御理解いただけないことがある。	各事業所（福祉サービス）に頼らず、本人･家族が地域で生活できるようにボランティアの利用や地域活動に参加できるようにする必要がある。そういった事業を行政から発信してほしい。	今後の課題と捉え、近隣市町の動向を見つつ、調査･研究を進めてまいります。
94	相談支援YOUゆう	教育	不登校や引きこもりについて、学校、医療機関では、登校刺激は行わずと、保護者や本人の困り感に保護者が相談する場がない、わからない。	福祉サービス　放課後等デイサービスで学習支援を求められるケースがあるが、学びなおしや障がい特性を理解した支援を行っている放課後等デイサービスは少ない。不登校児童、生徒の居場所として、放課後以外の時間帯に放課後等デイサービスに通所を学校が認めないケースもあるが、家にこもらず、安心して関係が作れる場として、学校によってではなく、放課後でなくても認めてほしい。	放課後等デイサービスは、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うものであり、学校での就学が前提となっております。 市ホームページでは引きこもり支援に関する相談窓口等を掲載していますので、参考にしてください。
95	相談支援YOUゆう	居住環境	親が死亡した後、強度行動障がいの方や重度の方は、施設入所を希望されるが、待ちの状況、入れる入所施設がない。土日は自宅でといったグループホームもあるが、高齢の両親には難しいところもある。	グループホームの多様化 障がいの重い方も入居できるグループホーム、土日も安心して生活できるホームを増やしてほしい。	今後の課題と捉え、グループホームの開設相談があった場合に、事業者へお伝えします。
96	相談支援YOUゆう	社会参加	ヘルパーさんと出かけて過ごされている方はいる。しかし熊谷市は、少年団のスポーツは盛んなようだが、障がいのある方のスポーツや趣味を楽しむ場が少ない。	ウォーキングや軽度のスポーツ、余暇を楽しむ場や講座等の開催、または行っている団体等の紹介の情報提供をしてほしい。	障がいのある方がスポーツに親しむ機会を広げるため、スポーツ施設のバリアフリー化を進めるとともに、市ホームページや市報を活用し、スポーツイベント等の周知を図ってまいります。
97	相談支援センターさいこん	移動	福祉（介護）タクシーを希望する方がいても、対応可能な事業所が少なくて困っている。	事業者の参入を促すような施策を検討してほしい。	市として新規事業者等の把握は困難です。埼玉県が協定を結んでいる埼玉県乗用自動車協会等に加入しているタクシー会社の中には周辺市町も含め熊谷市で運行している事業者も多くいます。また、上記協会等に加入していない事業者より要望があった際には、速やかに本市と独自に協定を締結できるよう取り組んでおります。
98	相談支援センター　ハーテップ	医療	障がい児が受診できる耳鼻科･眼科がわからない。	安全に受診ができる病院を設定してほしい。例えば、皆光園のような耳鼻科や眼科等。	当該病院を設定する予定はありません。御要望については、関係機関にお伝えします。
99	相談支援センター　ハーテップ	福祉サービス（地域）	生活介護の事務所が少ない。	市内に生活介護事業所の新設があると良い。	市として、サービス提供事業所の総量規制は設けておりませんので、事業所開設の相談があった場合に、お伝えします。
100	相談支援室　あすか	福祉サービス（その他）	どんなサービスがあり、だれが受けられるのわからない。	概要だけでも知りたい。	本市作成、障害者のしおり「明日へのはばたき」を御参照ください。市ホームページにも、掲載されておりますので、御確認ください。
101	相談支援センターいぶき	その他		福祉マップに各事業所の所在地を示した全体図があるとよい。	次回作成時の課題として、共有します。

3　策定経過

年　月　日	内　　容
令和5年4月24日	熊谷市障がい者施策推進庁内連絡会議作業部会（書面依頼） ・第3次障がい者計画関連事業の令和4年度進捗状況調査
6月23日	計画相談支援事業所へ意見・要望の提出依頼（書面依頼）
6月29日	障がい者団体へ意見・要望の提出依頼（書面依頼）
8月3日	熊谷市障がい者施策推進庁内連絡会議作業部会 ・第1回熊谷市障がい者施策推進委員会事前配布資料に対する委員からの質問への回答依頼
8月 28日	第1回　熊谷市障がい者施策推進委員会 ・第6期計画の進捗状況評価について ・計画策定の概要：第7期熊谷市障がい者支援計画（骨子案）について
8月 31日	熊谷市障がい者施策推進庁内連絡会議作業部会（書面依頼） ・第7期障がい者支援計画基礎資料作成
11月 24日	熊谷市障がい者施策推進庁内連絡会議作業部会 ・第2回熊谷市障がい者施策推進委員会事前配布資料に対する委員からの質問への回答依頼
11月27日	第2回　熊谷市障がい者施策推進委員会 ・障がい者支援計画素案の検討について①
12月21日	第3回　熊谷市障がい者施策推進委員会 ・障がい者支援計画素案の検討について② 【経営戦略会議において確認】
令和6年 1月24日 ～ 2月19日	パブリックコメントの実施

2月26日	第4回　熊谷市障がい者施策推進委員会 ・パブリックコメントでの御意見と市の考え方について ・施策推進委員会としての提言について

4　熊谷市障がい者施策推進委員会設置要綱

（設置）

第１条　本市における障害者施策に関する計画の策定及び円滑な推進を図るため、熊谷市障がい者施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事務について意見聴取及び助言を行う。

⑴　障害者施策に関する計画の策定に関すること。

⑵　障害者施策に関する計画の推進及び調整に関すること。

⑶　その他、障害者施策の推進に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員１５人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　学識経験者

⑵　障害者団体の代表

⑶　関係行政機関の職員

⑷　障害者の福祉に関する事業に従事する者

⑸　公募による市民

⑹　その他市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱した日から障がい者計画の終期とする。

２　補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長各１人を置く。

２　委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員の中から委員長が選任する。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

４　会議は、公開とする。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

5　熊谷市障がい者施策推進委員会委員名簿

（敬称　略）

区分	委員名	団体等名
学識経験者	白神　晃子	学校法人立正大学学園 社会福祉学部社会福祉学科准教授
	大野　駿弥	埼玉県立熊谷特別支援学校教諭
障がい者団体の代表	片岡　善生	熊谷市身体障害者福祉会代表理事
	松﨑　竹司	熊谷若草親の会会長
	酒井　豊	精神障害者家族会みのり会 （熊谷地区みのり会）理事
関係行政機関の職員	松本　正明	熊谷公共職業安定所 専門援助部門　統括職業指導官
	小泉　優理	埼玉県熊谷保健所副所長
障がい者の福祉に関する事業に従事する者	江村　玲	社会福祉法人　翠浩会　新光苑　部長
	寺田　治子	熊谷市社会福祉協議会副会長
	熊谷　知洋	地域障害者相談支援センター向陽センター長
	柳　康太	熊谷市障害者相談支援センター 主任
	田島　新市	熊谷市障害者就労支援センター 施設長
公募による市民	山本　遥香	公募による市民
	新井　孝志	公募による市民
その他市長が必要と認める者	田村　裕一	熊谷市民生委員児童委員協議会理事

6 用語解説

【あ行】

用語	解説
愛のワッペン	外見では、障がいがあることが分かりづらい子どものために、障がいがあることを伝え、まわりの人の理解と協力を得るためのもの。
アウトリーチ	福祉支援が必要な状況にありながらも支援機関とのつながりがない障がい者やその家族を対象として、訪問などの方法で、多機関による働きかけを行うこと。
あんしんコール（緊急通報装置）	身体障がい者の方の緊急事態に迅速に対応し、その他にも健康相談や見守り活動を行う機器装置（携帯型ボタン・本体）を設置し、安心な暮らしを手助けするもの。
あんしんサポートねっと事業	物忘れなどのある高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが、安心して生活が送れるように、日常生活上の手続き援助や日常的金銭管理等を行う、社会福祉協議会が実施する事業。
育成医療	身体障がい児(18歳未満)に対して、早期に治療を行うことで生活能力を持たせるための医療。
移動支援事業	地域生活支援事業のひとつ。屋外での移動が困難な方について、

	外出のための支援を行うもの。
医療的ケア	看護師や家族が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。
インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な限り最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的とし、障がいのある方と障がいのない方が共に学ぶ仕組み。障がいのある方が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されることなどが必要とされている。
オストメイト	手術によってストーマ（人工肛門、人工膀胱）を造設した方のことで、パウチと呼ばれる袋を利用している。
思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）	障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設に設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度

【か行】

用語	解説
介護・訓練支援用具	特殊寝台・特殊マットその他の障がい者等の身体介護を支援する用具ならびに障がい児が訓練に用いる椅子等のうち、障がい者等および介助者が容易に使用する事ができるものであって、実用性のあるもの。
ガイドヘルパー	障がいのある方が外出する際に、必要な支援・サポートを行う移動介護従事者。
加配保育士	障がいの診断を受けた子どもを対象に配置される保育士。
基幹相談支援センター （くまさぽ）	地域の相談支援拠点として、障がい者や家族などの相談を受けることに加え、地域自立支援協議会への主体的な参画や他分野の専門機関との連携、地域の相談支援を行う人材の育成など、地域における相談支援体制の強化に取り組んでいる。
協定福祉避難所	災害時に要配慮者を受け入れることについての協定を締結している社会福祉施設等のこと。

共同生活援助 （グループホーム）	障害福祉サービスのひとつ。共同生活を行なわれる住居で、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を行う。
強度の行動障がい （強度行動障がい）	自傷行為や物を壊すなど周囲の人に影響を及ぼす行動が多く、家庭等でかなりの努力をしても難しい状態が続き、特別な支援が必要な状態。
居宅介護	障害者総合支援法に基づき提供されるサービスのひとつ。自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
居宅生活動作補助用具	障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
熊谷市手話言語条例	手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、手話への理解及び手話の普及の促進を図るとともに、手話の使いやすい環境を構築することで、全ての市民が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とした条例。平成 29年3月議会定例会において、全会一致で可決され、平成29年4月1日に施行された。

熊谷市障害者優先調達推進方針	平成２５年４月１日に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」が施行された。熊谷市が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達において、障害者優先調達推進法第９条に基づき、策定したもの。
計画相談支援	障害福祉サービス等を申請した障がい者について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。
経済的虐待	本人の同意なしに年金や財産を処分すること。また、理由なく金銭を与えないこと。
高次脳機能障がい	病気や事故などの原因により、脳が損傷をうけたことによる認知障がい全般を指し、失語・失行・失認のほか記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどが含まれる。
公助	市町村・県、警察、消防といった公的機関による救助・援助のこと。
更生医療	身体に障がいのある方の障がいを軽減したり、補完し、日常生活や職業生活を容易にするために行われる治療

	（関節形成術、ペースメーカー移植術、抗免疫療法など）。
行動援護	障害者総合支援法に基づき提供されるサービスのひとつ。自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う。
合理的配慮	障がいのある方が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。

【さ行】

用語	解説
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、視覚障がい者用体温計その他の障がい者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
自助	自分自身の身の安全を守ること。この中には家族も含まれる。
施設入所支援	障害者総合支援法に基づき提供されるサービスのひとつ。入所施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。（対象者：未就学の障がい児）

児童発達支援センター	障がい児に日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技能を付与させるとともに家族への相談や助言等を行う地域の中核的な療育支援を行う通所施設。
児童養護施設	保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能をもつ施設。
弱視	視力の成長期に何らかの邪魔が入って正常な視力の成長が止まってしまい、眼鏡をかけてもよく見えない状態。
重度障害者等包括支援	障害者総合支援法に基づき提供されるサービスのひとつ。介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
重度心身障がい者（児）	重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している障がい者（児）のこと。
重度訪問介護	障害者総合支援法に基づき提供されるサービスのひとつ。重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援

	などを総合的に行う。
就労移行支援	障害者総合支援法に基づき提供されるサービスのひとつ。一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援	障害者総合支援法に基づき提供されるサービスのひとつ。一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」の 2種類がある。
就労定着支援	障害者総合支援法に基づき提供されるサービスのひとつ。一般就労した障がい者が職場に定着できるよう、助言・指導等の支援をする。
障害支援区分	障がい者の多様な特性や心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示した、障害者総合支援法によって規定される区分。
障害児相談支援	障害福祉サービスの利用に当たり、障がい児支援利用計画の作成、モニタリングの実施等を行う。
障害者雇用促進法	障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障が

	い者の職業の安定を図るための法。
障害者週間	国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間。国際障害者デーであり、障害者基本法の公布日でもある１２月3日を起点とし、障がい者の日である１２月9日までの週間とされ、様々な啓発活動が実施されている。
障害者総合支援法	正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障がい者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的する法律。
情緒障がい	状況に合わない感情・気分が持続し不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意志ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる

	状態のこと。
障害年金	病気やけがによって生活や仕事が制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受給できる年金。病気やけがで初めて医師の診療を受けた際に国民年金に加入していた場合は障害基礎年金、厚生年金に加入していた場合は障害厚生年金が請求できる。
小児慢性特定疾病	児童福祉法に基づき、児童慢性疾病のうち国が指定する疾病。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障がい者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
自立訓練（機能訓練）	障害者総合支援法に基づき提供されるサービスのひとつ。自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行う。
自立訓練（生活訓練）	障害者総合支援法に基づき提供されるサービスのひとつ。自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
自立支援医療	障害者総合支援法に基づく医療給付。原則として９０％の

	医療費を医療保険と公費で負担し１０％を自己負担する。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置その他の障がい者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がい者等が容易に使用する事ができるものであって、実用性のあるもの。
自立支援協議会 （大里地域自立支援協議会）	障害者総合支援法第８９条の３の規定により地方公共団体が設置する協議会で、相談支援をはじめとする地域の障がい福祉に関する協議の場として、熊谷市、深谷市及び寄居町が共同して設置。
自立生活援助	障害者総合支援法に基づき提供されるサービスのひとつ。自宅や関係機関を訪問して、一人暮らし等を始める障がい者を支援する。
身体障害者手帳	身体障がい児・者に対して一貫した相談・支援を行うとともに、各種の援助を受けやすくするために、一定の障がいのある者に対し申請に基づく障がいの程度を判定し、身体障がい者であることの証票として都道府県知事（又は政令市長、中核市長）が交付する手帳。各種福祉サービスを利用する際に活用できる。また、各免除、割引制度についても手帳の交付を受けていることがその対象の要件と

	なっている場合がある。
ストーマ	手術によって腹壁に造設された、便や尿を排泄するための排泄孔のこと。消化管ストーマ（人工肛門）と尿路ストーマ（人工膀胱）がある。
生活介護	障害者総合支援法に基づき提供されるサービスのひとつ。常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
障害児者生活サポート事業	在宅の障がい児者の福祉の向上と介護者の負担軽減のため、熊谷市に登録された団体が各種介護サービス（派遣介護、移送、一時預かり、外出援助等）を行う。なお、利用にあたっては、利用料の負担と利用時間の上限がある。
精神障害者保健福祉手帳	精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのために長期に渡り日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。各種福祉サービスを利用する際に活用できる。また、各免除、割引制度についても手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合がある。

成年後見制度	判断能力が十分ではない者について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を法律的に支援する制度。家庭裁判所によって選任された援助者が法律行為の同意権や取消権及び代理権をもって援助を行う。
埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市に設置されている、障がい者のリハビリテーション活動の県内中心施設。障がい者の自立と社会参加を目指し、相談・判定から医療、職能訓練、社会復帰までの総合的なリハビリテーションサービスを提供するとともに、リハビリテーション関係者の技術向上を支援している。

【た行】

用語	解説
短期入所	障害者総合支援法に基づき提供されるサービスのひとつ。自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
地域移行支援	施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している障がい者に住居の確保や日常生活に必要な相談や助言を行う。

地域活動支援センター	障害者総合支援法に定められている、障がいによって働くことが困難な障がい者の日中の活動をサポートする福祉施設。
地域生活支援拠点等整備事業	障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、障がいのある方の高齢化・重度化や、「親亡き後」を見据えて、様々な支援が切れ目なく提供されるネットワークを構築していくこと。
地域定着支援	地域で一人暮らしをしている障がい者と連絡体制を確保し、緊急時の相談や助言を行う。
地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。
超高齢社会	65歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）が総人口の 21%を占めている社会のこと。
点訳奉仕員	所定の講習を受けて点訳の技術を取得し、視覚障がい者のために点字の書籍や文書を作成する者。
同行援護	障害者総合支援法に基づき提供されるサービスのひとつ。視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援

	護等の外出支援を行う。
特定疾病	いわゆる難病のうち、国が指定する特定疾患治療研究事業の対象となる疾患と、本県が単独で指定する疾患を併せたもの。

【な行】

用語	解説
難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。（難病の患者に対する医療等に関する法律第１条）
二次的障がい	元々ある障がいが原因となり、別の障がいを発症すること。
日中一時支援事業	自宅で介護する人が、病気その他の理由により介護ができない場合などに、日中の短期間、施設で介護を行うもの。
ノーマライゼーション	障がいのある方や高齢者など、社会的に不利を受けやすい方が、他の人たちと同じように生活し、活動することが、社会の本来あるべき姿であるという考え方。

【は行】

用語	解説
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障がい者等の排せつ管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がい者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいで、その症状が通常低年齢において発現するもの。
バリアフリー	障がい者や高齢者などの社会的弱者にとって、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障がいを取り除いた事物及び状態を指す用語。
ピア・カウンセリング	カウンセリング技術を身につけた障がい者が、自らの体験に基づいて、他の障がい者の相談支援に当たり、問題解決のための助言を行うこと。
福祉タクシー制度	重度の障がい者が、県内タクシー（ただし、協力会社等に限る）を利用する場合、利用券により初乗り料金を助成する制度。

避難行動要支援者	障がい者、高齢者、乳幼児などの配慮を要する方のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方。
避難行動要支援者名簿	災害時の避難行動要支援者の的確かつ迅速な安否確認、避難誘導を行うため、予め平常時から避難行動要支援者の個人情報を把握した名簿。
福祉避難所	主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備、その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するもの。（災害対策基本法施行令第20条の６第５号）
ヘルプマーク	外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマーク。埼玉県では平成３０年７月から導入した。

放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児を授業の終了後又は休日に通わせ、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流などの便宜を供与する。
放棄・放任（ネグレクト）	幼児・児童・高齢者・障がい者などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のこと。
訪問入浴サービス事業	地域生活支援事業のひとつ。重い障がいのため、家庭において入浴することが困難な身体障がい者に対し、入浴サービスを行うもの。
補装具	障がい者の身体機能を補完し、又、代替し、かつ、にわたり継続して使用されるもの等のこと。

【ま行】

用語	解説
マルチメディア DAISY図書	視覚に障害のある方、加齢などにより文字が見えにくい方、発達障害のある方など活字による読書が困難な方に対し、文字や音声、画像を同時に再生できる録音図書のこと。DAISY（デイジー）とは、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格のこと。

【や行】

用語	解説
ヤングケアラー	本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っていこどものこと。
要約筆記	聴覚障がい者のためのコミュニケーションの１つで、話し手の内容を筆記して聴覚障がい者に伝達するもの。一般的にはＯＨＰ（オーバーヘッドプロジェクター）などを使用し、話し手の話の内容をＴＰ（トランス・ペアレンシー）に書き、スクリーンに投影する方法が多く用いられる。近年では、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法も用いられてきている。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、能力の違いなどに関わらず、全ての人が暮らしやすい街や、利用しやすい施設・製品・サービスなどを作っていこうとする考え方。
ユニバーサルデザインブロック	熊谷市交通バリアフリー基本構想に基づいた熊谷市独自の取組の１つで、歩車道の段差解消のため、車いすの前輪がスムーズに乗るように作られた溝つきブロック。

【ら行】

用語	解説
理学療法士	ケガや病気などで身体に障がいのある方や障がいの発生が予測される方に対して、基本動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持、及び障がいの悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法（温熱、電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの）などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職。
療育手帳	知的障がい児・者に対して一貫した相談・支援を行うとともに、各種の援助を受けやすくするために、一定の障がいのある者に対し申請に基づき障がいの程度を判定し、知的障がい者であることの証票として都道府県知事（又は政令市長）が交付する手帳。各種福祉サービスを利用する際に活用できる。また、免除、割引制度についても手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合がある。
療養介護	障害福祉サービスのひとつ。医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。

レスパイトケア	介護者が一時的に介護から解放されるよう、休息をとるためのサービスのこと。



題名「　羽ばたく小鳥　」



題名「 THE WORLD 」

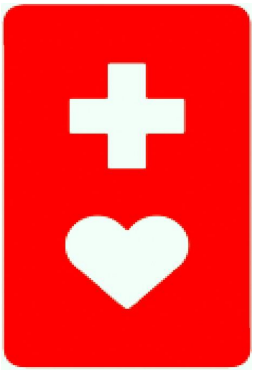
7 ヘルプマーク・ヘルプカード・愛のワッペンなど

障がいのある人が生活しやすい環境は、誰もが生活しやすい環境です。

これらのマークを見かけた場合には、障がいのある方が活動しやすいよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

【配慮の具体例】

◆電車・バスの中で席をお譲りください。
◆駅や商業施設などで声をかけるなどの配慮をお願いします。
◆災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。



・ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

（市役所障害福祉課、各行政センターで配布しています）



（こども課、障害福祉課で配布しています。）

・愛のワッペン

外見では、障がいがあることがわかりづらいお子さんのために、障がいがあることを伝え、まわりの方々のご理解とご協力をいただくための愛のワッペンを無償でお渡ししています。

【防災・緊急時用（オリジナル）】



「熊谷市　携帯用防災・緊急時ヘルプカード」は、災害時や日常生活の中で困った時に、障がいや病気について周囲の人に伝え、支援を求めるためのカードです。

（障害福祉課で配布しています）



（障害福祉課で配布しています）

このバンダナは、地震などの災害が起きたときに、聴覚障がいのある方に身に着けていただくことで、「自分が聴覚障がい者である」ということが、ひと目でわかるようになっています。

また、手話ができる方に所持していただき、聴覚障がい者の方が、手話通訳者（支援者）を探す場合の目印にもなります。

・盲人のための国際シンボルマーク・ニャオざね版



日本盲人福祉委員会の許可を得た本市独自のニャオざね版シンボルマークです。この図柄のビブスを着ている人を見かけた場合には、視覚に障がいのある人ですので、安全な歩行にご配慮ください。

・ろうあ者を表すマーク・ニャオざね版



このマークは、ニャオざねが、右手を耳に、左手を口にあて、手話で「ろうあ者」を表しています。このマークをつけたバンダナを着用している方を見かけた場合には、「聴覚に障がいのある方で、音声でのコミュニケーションが困難」ということを理解し、筆談等、コミュニケーションの方法についてご配慮をお願いいたします。

8 障がい者に関するシンボルマーク

・障がい者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための**世界共通のシンボルマーク**です。マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、このマークは「**すべての障がい者を対象**」としたものです。特に**車いすを利用する障がい者を限定し使用されるものではありません**。このマークの使用や著作権については、**公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会**で管理しています。

・盲人のための国際シンボルマーク

視覚障がい者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている**世界共通のシンボルマーク**です。青地に白で視覚障がい者が右手に白杖を持って歩く姿をデザイン化しており、信号機や音声案内装置など バリアフリーに配慮された建物、設備、機器、国際点字郵便物、書籍・印刷物などに付けられています。1984年10月、サウジアラビアの



リヤドで開催された世界盲人連合（WBU・加盟160ヶ国）の設立総会で制定されました。このマークを見かけた場合には、視覚障がいへのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

　このマークの掲載・使用については、ＷＢＵに加盟する**社会福祉法人日本盲人福祉委員会**へお問い合わせください。

・聴覚障がい者を示す国際シンボルマーク



世界ろう連盟が定めた、聴覚障がい者を示す**世界共通のシンボルマーク**です。いくつかの国で定期刊行物やポスターに使用されたり、ろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所で使用されました。なお、このマークについては、2003年に行われた世界ろう連盟会議をもって使用を取りやめており、現在新たなマークについて検討されています。



身体障がい者標識（身障者マーク・クローバーマーク）

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、**このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。**



・聴覚障がい者標識

聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示は**義務**となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、**このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。**

【その他のマーク】

・聴覚障がい者のシンボルマーク（耳マーク）



聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がい者のコミュニケーションの円滑化を図るために制定されました。聴覚障がい者は外見からは分かりにくいため、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合には、**相手が「聞こえない」ということを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力を**お願いいたします。

・ほじょ犬マーク



身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障がい者補助犬とは、**盲導犬、介助犬、聴導犬**のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも同伴できるようになりました。補助犬はペットではありません。体の不自由な人の体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練され、また衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合には、ご理解、ご協力をお願いいたします。



・オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表すマークです。オストメイト対応のトイレの入口、案内誘導プレートに表示されています。このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。

・ハート・プラスマーク



身体内部に障がいがある人を表すマークです。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある人は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障がいのある人の中には、自宅、電車の中、学校、職場、スーパーなどで「辛い、しんどい」と声に出せず我慢していることがあります。このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。

・障害者雇用支援マーク



公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。障がい者の社会参加を理念に、障

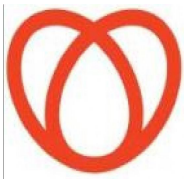
がい者雇用を促進している企業や障がい者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。そういった企業がどこにあるのか、障がい者で就労を希望する人々に少しでもわかりやすくなり、企業側と障がい者の橋渡しになることで、障がい者の就労を取り巻く環境がより整備されることを目的としています。

・埼玉県障害者雇用優良事業所認証マーク



埼玉県では、県内で障がい者を率先して雇用し、その能力の活用に積極的な事業所を**埼玉県障害者雇用優良事業所**として認証しており、これは認証を受けた事業所に付与されるマークです。このマークが付与された事業所は、障がい者雇用への取組内容などを県のホームページ掲載等を通じて広く紹介しています。

・建築物におけるバリアフリーシンボルマーク



バリアフリー新法に適合している建築物のシンボルマークです。バリアフリー新法は、高齢者や障がい者等を含む多数の人が利用する施設のうち、一定規模以上のものについては、バリアフリー基準への適合を義務付けており、この基準に適合していることを認定された建築物には、このマークを表示できることとされています。

・くまがやバリアフリーシンボルマーク



熊谷市の**バリアフリーを推進するシンボルマーク**です。市では、平成13年度に埼玉県内で初めての「熊谷市交通バリアフリー基本構想」を策定し、官民一体となって福祉のまちづくりを進めてきました。また、平成25年度には法体系の見直しや、超高齢社会への対応、社会情勢の変化を踏まえ「熊谷市バリアフリー基本構想」を策定し、高齢者、障がい者、子育て世代等が暮らしやすい環境づくりを推進しています。

・ヒアリングループマーク

「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているＴコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。



このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らしめ、利用を促すものです。



・手話マーク

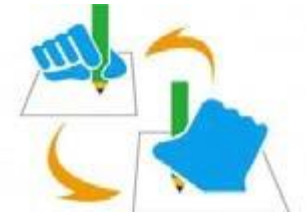
きこえない・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話言語による対応ができるとこ

ろが提示できます。

また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに提示することもできます。

きこえない･きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「手話言語で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「手話言語で対応します」等の意味になります。

・筆談マーク



きこえない・きこえにくい人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが提示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに提示することもできます。

きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。



題名（だいめい）「ひこばえ」



題名（だいめい）「サンタクロース」